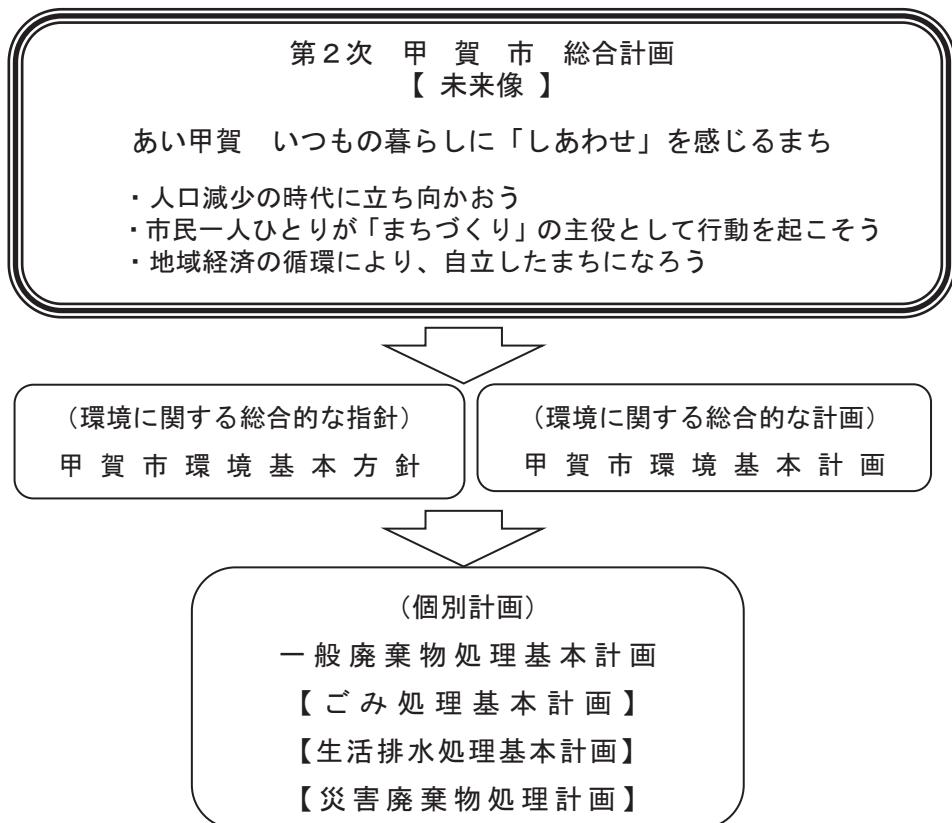


第3次甲賀市一般廃棄物処理基本計画 概要版

1. 一般廃棄物処理基本計画について

(1) 計画の位置づけ



(2) 計画目標年度

本計画の計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和10年度（2028年度）までの9年間とします（令和5年度に後期見直しあり）。

2. ごみ処理基本計画

(1) 課題の整理

- 課題1 リサイクルを推進する
- 課題2 ごみの発生量を抑制する
- 課題3 事業系ごみ対策を強化する
- 課題4 収集・運搬を効率的・効果的に行う
- 課題5 安全で安定した処理を行う
- 課題6 適正処分を継続する
- 課題7 ごみの持ち去り及び違法回収対策を強化する
- 課題8 プラスチックごみ問題の解決を図る

(2) 基本方針

方針1：市民・事業者・行政の協働によるごみ資源化の推進

ごみの資源化を最優先事項とし、市民は環境に配慮した生活様式に移行し、事業者は自己処理の原則や拡大生産者責任を踏まえた事業活動を行い、市は市民・事業者の取り組みを促すための施策の実施など、三者の協働による取組を推進していきます。

方針2：環境負荷の少ない適正処理・処分の実施

効率的・効果的に資源を分別回収するため、市民・事業者に徹底した分別の協力を求めるとともに、収集体制の見直しや資源の分別回収品目の追加を行います。

また、ごみの減量化・資源化を促進し、環境に配慮した安全で適正な処理体制の整備に努めます。

(3) 達成目標の設定

①資源化目標

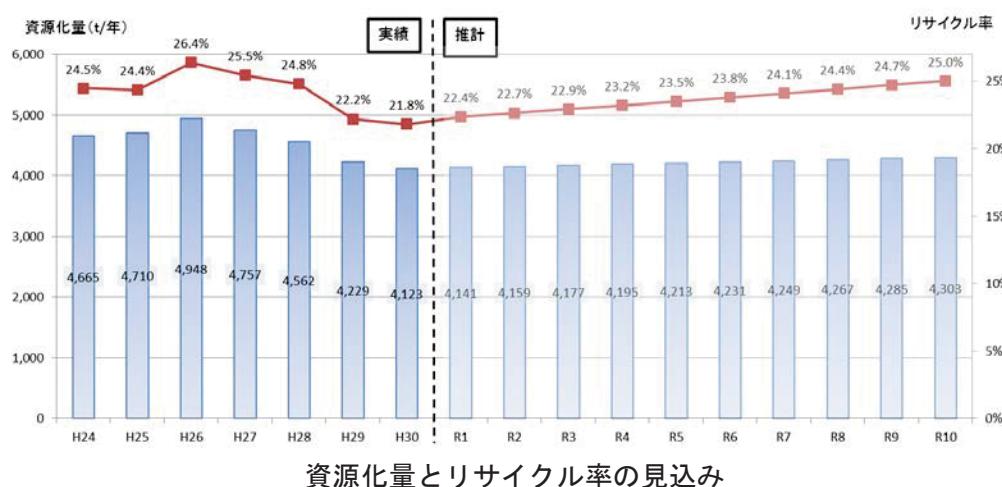
《資源化目標》

リサイクル率を令和10年度に25%にすることを目指します。



具体的には

- 資源の分別を徹底します。
- 生ごみ堆肥化の参加世帯を増やし、資源化を推進します。
- 紙、プラスチック類、金属等の資源化を推進します。
- 中間処理（破碎・選別処理等）による資源化を促進します。



②減量化目標

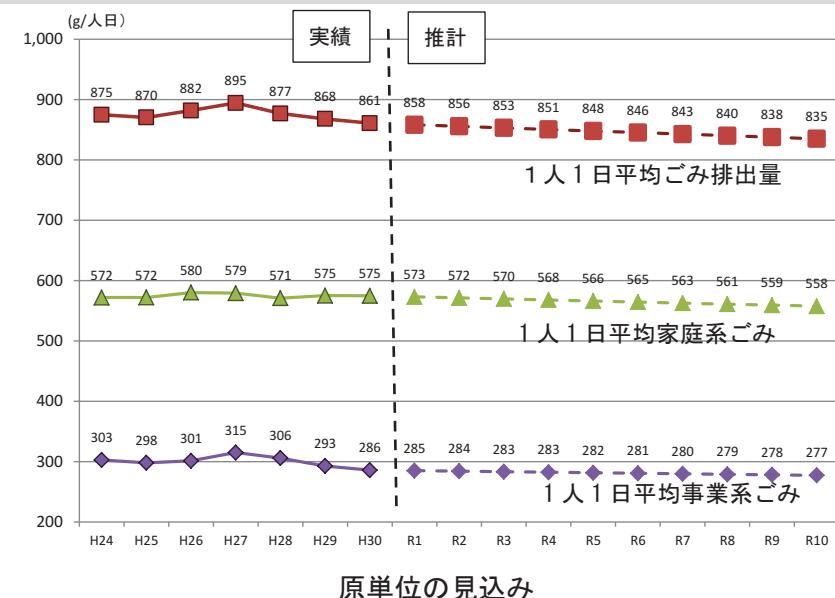
《減量化目標》

原単位を令和10年度に835g/人/日以下とすることを目指します。



具体的には

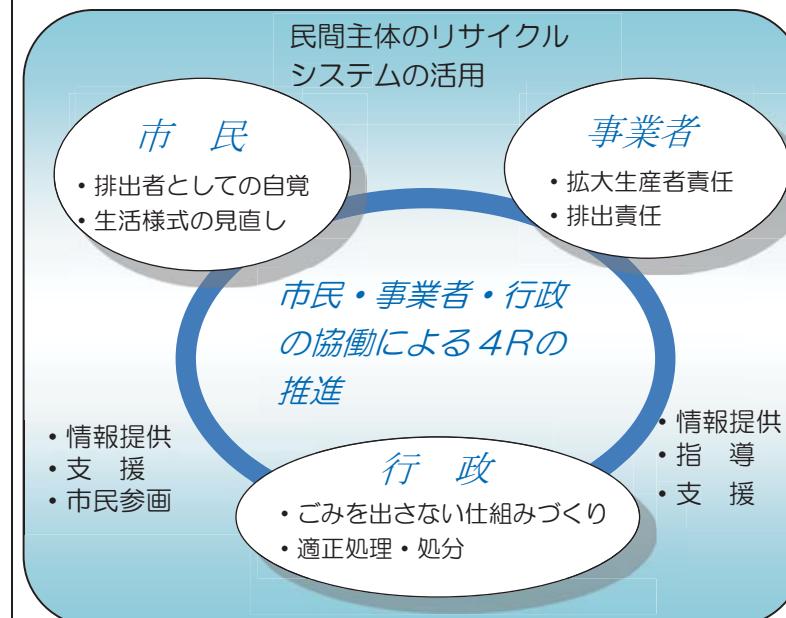
- 家庭系ごみの原単位を平成30年度の実績値に対して3%削減を目指します。
- 事業系ごみの原単位を平成30年度の実績値に対して3%削減を目指します。



(4) ごみ処理基本計画

①発生抑制・資源化計画

区分	施策の項目	
行政における方策	取組 1	教育・啓発活動の充実
	取組 2	手数料の見直し
	取組 3	多量排出事業者に対する減量化指導の徹底
	取組 4	共同住宅管理者などへの指導
	取組 5	飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制
	取組 6	グリーン購入の推進
	取組 7	バイオマスの資源化
	取組 8	廃食油の資源化
	取組 9	エコステーションの活用
民における方策	取組 1	資源の分別収集の活用
	取組 2	生ごみの堆肥化
	取組 3	マイバッグの利用
	取組 4	使い捨て品の使用抑制、再生品の使用推進
	取組 5	食品ロスの削減
事業者における方策	取組 1	発生源における排出抑制
	取組 2	過剰包装の自粛
	取組 3	流通包装廃棄物の抑制
	取組 4	使い捨て容器の使用抑制
	取組 5	製品の長寿命化
	取組 6	店頭回収等の実施
	取組 7	事業者間の協力



4Rとは
Reduce : 減らす
Reuse : 再使用
Recycle : 再資源化
Refuse : 不必要なものは断る

行政が行う方策の例

- ・学校への副読本の作成、配布
- ・学校への生ごみ堆肥化循環システム等の出前講座や施設見学
- ・バイオマスリサイクルに関する勉強会の開催
- ・プラスチックごみ問題の啓発
- ・ホームページでのごみの分別方法の紹介や環境問題の啓発
- ・不用品交換情報の提供
- ・事業者向け減量化・資源化マニュアルの作成・配布
- ・ごみ処分等手数料の適正化
- ・多量排出事業者に対する減量化・資源化計画の策定を条例で規定
- ・民間事業者と共同で資源ごみ店頭回収を P R
- ・市役所のごみ減量への率先行動

②収集・運搬計画

区分	施策の項目	
基本的な事項	取組 1	分別の徹底
	取組 2	収集・運搬主体の原則
家庭系ごみの 収集・運搬計画	取組 1	合理的な分別区分の検討
	取組 2	収集形態の継続・検討
	取組 3	収集回収の検討
	取組 4	収集体制の継続と高齢化を考慮した収集の研究
	取組 5	収集・運搬車両の見直し
事業系ごみの 収集・運搬計画	取組 1	排出者責任の徹底
	取組 2	許可業者による収集と自己搬入

③中間処理計画

区分	施策の項目	
適正処理の推進	取組 1	適正処理の推進
施設の健全な運営	取組 1	ごみ処理の安定化
	取組 2	計画的な補修整備
	取組 3	公害防止対策
	取組 4	環境汚染物質の測定・公開
環境負荷の低減	取組 1	適正な稼働体制、稼働日数
	取組 2	残渣の有効利用
事業系ごみの 収集・運搬計画	取組 1	民間活用の推進
	取組 2	資源化の拡充
	取組 3	越境ごみの受入

④最終処分計画

区分	施策の項目	
最終処分対策	取組 1	埋立量の削減
	取組 2	最終処分場の確保
埋立完了処分場の対応	取組 1	埋立完了最終処分場の跡地利用

⑤その他の取組

施策の区分	施策の項目	
災害廃棄物の 処理・処分	取組 1	処理体制の維持
	取組 2	倒壊家屋等の処理
	取組 3	県・近隣市町等との協力
	取組 4	仮置場の確保
市民・事業者・行政 の連携	取組 1	廃棄物減量化等推進審議会、廃棄物減量化等推進員の設置
	取組 2	環境美化の推進
適正処理困難物への 対応	取組 1	適正な処理・処分の指導強化
	取組 2	医療系廃棄物への対応強化
不法投棄対策の強化	取組 1	不法投棄対策の推進
ごみの持ち去り及び 違法回収対策の強化	取組 1	監視・取締りの強化

3. 生活排水処理計画

(1) 課題の整理

課題 1 発生源における課題

し尿汲み取り便槽、単独処理浄化槽の早期廃止、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の利用促進

課題 2 法制度を満足するための課題

水質保全、生活排水対策における取組を強化し水質浄化に寄与

課題 3 施設整備の課題

公共下水道認可区域以外の地域において生活雑排水の処理を行っていない世帯に対し、合併処理浄化槽への転換を促進

(2) 基本方針

計画的な公共下水道整備事業の推進

公共下水道整備計画等との連携を図った合併処理浄化槽の普及推進

(3) 達成目標の設定

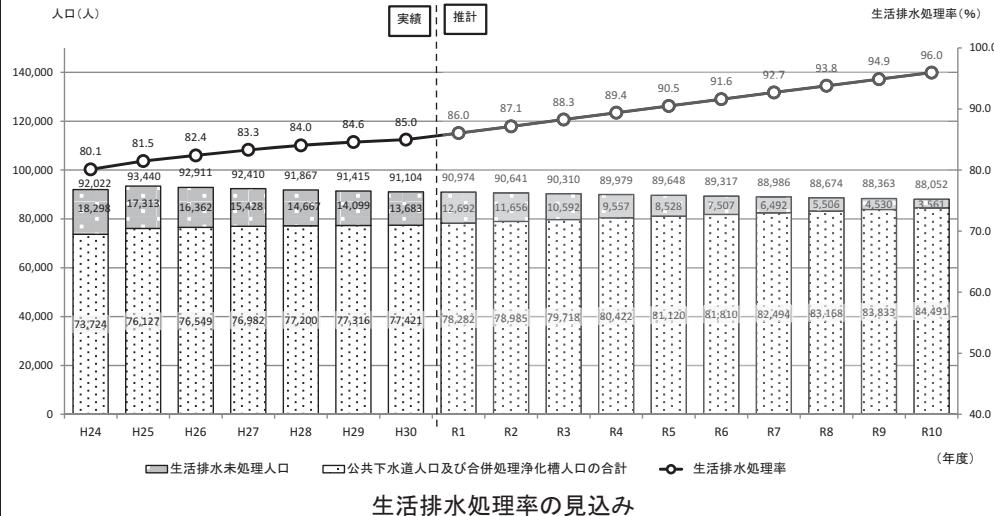
《生活排水処理の目標》

生活排水処理率を令和10年度に96%以上にすることを目指します。



具体的には

- 公共下水道の整備及び接続・利用を推進します。
- 農業集落排水施設の接続・利用を推進します。
- 合併処理浄化槽の整備・普及及び適正管理を推進します。



(4) 生活排水処理 各種計画

○収集・運搬計画

許可業者に対し、生活環境に配慮し、収集業務を衛生的、効果的に行うよう指導を徹底します。

○中間処理計画

甲賀広域行政組合衛生センター第1施設については、精密機能検査に基づき長期安定稼働を目指しながら施設整備を計画します。

○最終処分計画

中間処理後に発生するし渣及び汚泥は焼却処理し、焼却残渣は最終処分場で埋立処分します。

○発生抑制・資源化計画

公共下水道の整備促進、合併処理浄化槽の整備促進、汚濁負荷の低減（市民、事業者への周知）、メタンガス燃料化等を推進します。

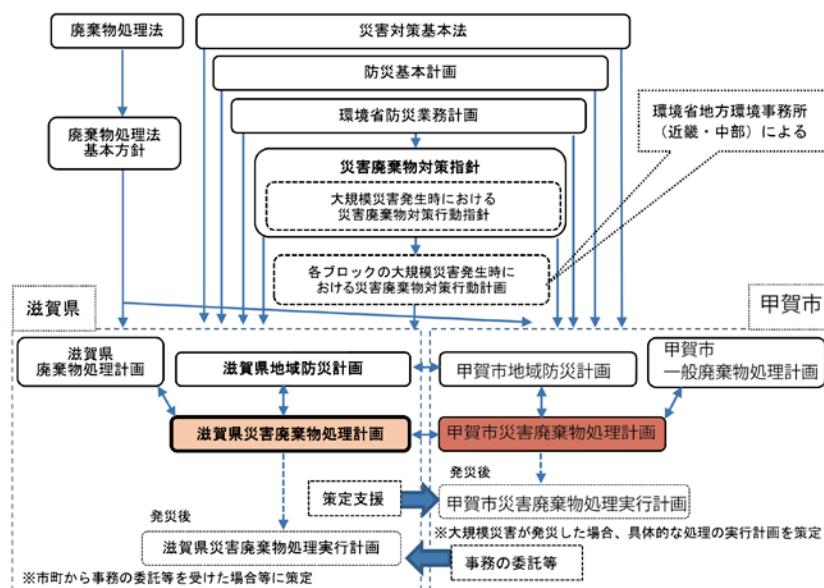
4. 災害廃棄物処理計画

(1) 災害廃棄物対策指針の策定

東日本大震災を踏まえ、環境省は「災害廃棄物対策指針（改訂版）」（平成30年3月）を策定しました。この指針は、全国各地で発生した災害に伴う廃棄物処理の経験を踏まえ、今後発生する各種自然災害（地震、津波、豪雨、洪水、竜巻、高潮、豪雪等）への平時の備え、さらに災害時に発生する廃棄物（避難所ごみ等を含む）を適正かつ円滑・迅速に処理するための応急対策、復旧・復興対策について、基本的事項を整理したものです。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、上記「災害廃棄物対策指針」（平成30年3月）に基づき策定するものであり、甲賀市地域防災計画と整合をとり、適正かつ円滑に災害廃棄物の処理を実施するため、災害廃棄物の処理にあたって必要となる内容を示しました。



(3) 対象とする災害

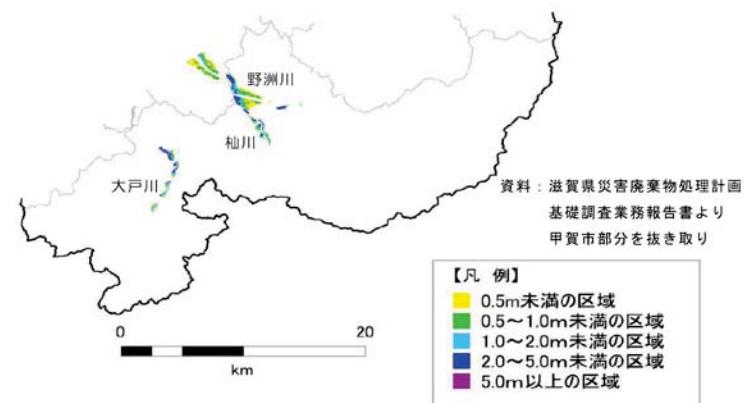
① 地震災害

甲賀市の直下、もしくは距離が近く、地震規模のマグニチュードが大きい活断層の中から、甲賀市における考慮すべき地震を選定しました。

地震	地震の規模（マグニチュード）	地震発生確率			平均活動間隔（上段） 最新活動時期（下段）
		30年以内	50年以内	100年以内	
内陸活断層による地震	信楽断層帯	6.8程度	0.59%	0.98%	— 5100年 —
	大鳥居断層帯	7.1程度	0.074%	0.12%	— 4万600年 —
	木津川断層帯	7.3程度	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0% 約4千～2.5万年 1854年伊賀上野地震
	頓宮断層帯	7.3程度	1%以下	2%以下	4%以下 約1万年以上 約1万年前～7世紀
	鈴鹿西断層帯	7.6程度	0.08～0.2%	0.1～0.3%	0.3～0.6% 約1.8～3.6万年 不明
南海トラフ巨大地震	8～9クラス	20%程度 ：10年以内	70%程度 ：30年以内	90%程度 ：50年以内	次回までの標準的な値 88.2年 1946年

② 水害

本市に被害をもたらす浸水想定区域図が公表されている野洲川上流、榎川、大戸川の氾濫を対象とします。



(4) 対象とする災害廃棄物

発生源	種類
地震、水害等の災害により発生	木くず、コンクリートがら、金属くず(鉄筋やアルミ材等)、可燃物(木くず、紙等混在)、不燃物(ガラス、土砂等混在)、腐敗性廃棄物(畳、食品等)、廃家電、廃自動車、廃船舶、有害廃棄物(石綿含有廃棄物、感染性廃棄物、農薬類等)、その他困難物(消火器、ボンベ類、ピアノ、マットレス、石膏ボード等)
被災者や避難者の生活に伴い発生	生活ごみ、避難所ごみ、し尿

(5) 災害廃棄物発生量(甲賀市内最大予測量)

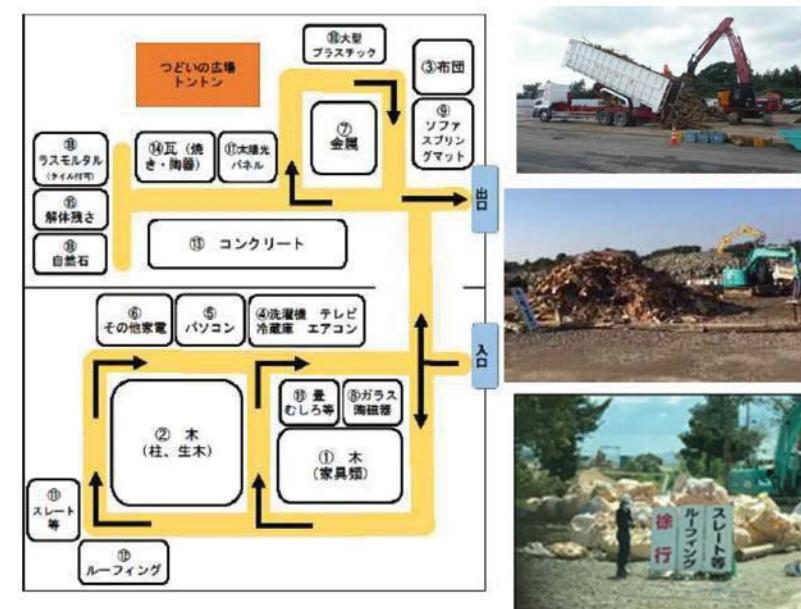
災害	災害廃棄物発生量
地震(頓宮断層)	214,889 t (平常時の本市全体排出量の約7年分)
水害(榎川)	1,430 t (大鳥居断層帯地震での発生量の10分の1以下)

(6) 避難所およびし尿の発生量(甲賀市内最大予測量)

災害	想定避難者数	避難所ごみ 発生量	し尿発生量 仮設トイレ必要設置数
地震(頓宮断層)	1日後:14,397人 4日後:13,640人	11.7 t/日	19,096L/日 143基

(7) 仮置場

種類	概要
集積所	・被災住民が災害廃棄物を直接搬入する場所 ・手作業による簡単な分別作業は行うが、重機等による作業は行わない。
一次仮置場	・災害廃棄物を一時的に集積し、分別・保管を行う場所 (二次仮置場での保管・処理を行うまでの間に集積)
二次仮置場	・一次仮置場から搬出した災害廃棄物の保管・分別(一次仮置場より詳細な分別)や、仮設の破碎・選別機等を設置して処理を行う場所



(資料: 平成28年熊本地震に係る益城町災害廃棄物処理実行計画(第1版)
(写真: 環境省災害廃棄物対策フォトチャンネル(平成28年熊本地震)など)

仮置場の種類と一次仮置場レイアウト例

(8) 一次仮置場必要面積（甲賀市内最大予測量）

災害	災害廃棄物発生量	一次仮置場必要面積
地震（頓宮断層）	214,889 t (可燃物 49,426 t、不燃物 165,463 t)	73,063 m ²

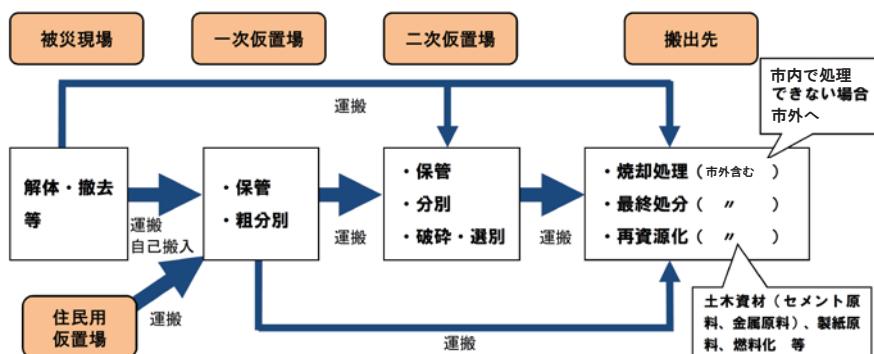
(9) 仮置場候補地

- ・甲賀市内不燃物処理場 5箇所（利用可能想定面積 29,500m²）
- ・不足する場合は遊休地や耕作放棄地を候補地として選定
- ・有害物質を含む廃棄物の仮置場は土地の排水処理設備の設置必要

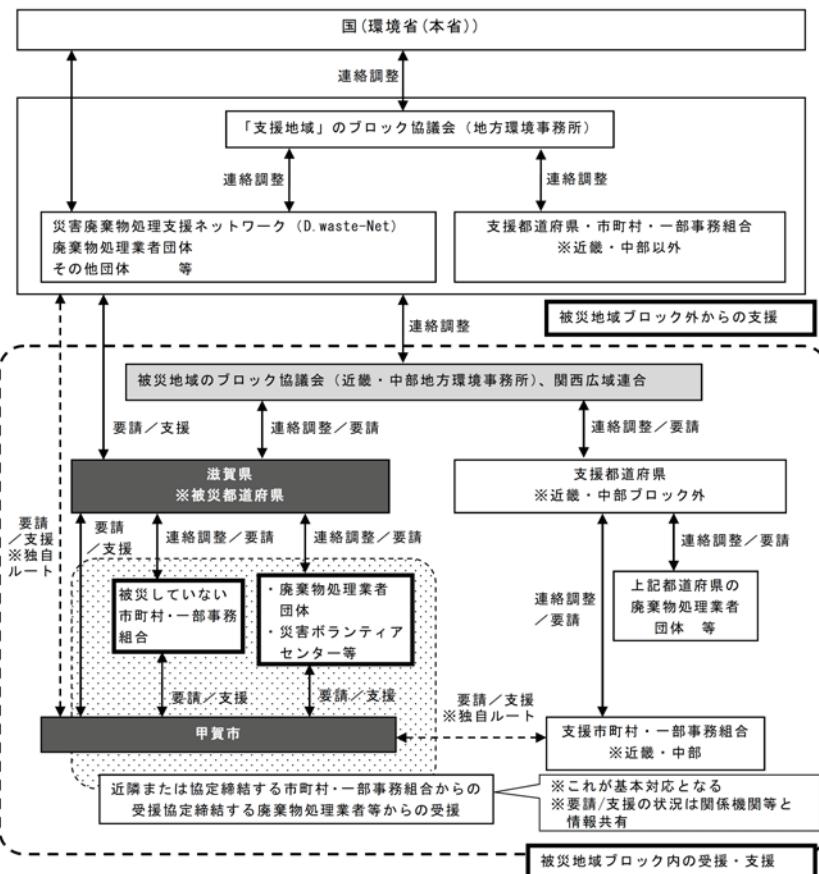
(10) 災害廃棄物処理フロー

災害廃棄物は、被災現場から一次仮置場へと運搬し、一次仮置場において平常時のごみ分別区分にしたがって集積・保管します。

その後、一次仮置場から二次仮置場へと運搬し、さらに詳細な分別や、種類・性状に応じて破碎・選別等の処理を行い、搬出します。再生資材として利用できるものはできる限り再資源化を図り、可燃物および不燃物は焼却施設や最終処分等で適正に処理処分します。



(11) 他機関（周辺自治体・民間事業者等）との連携方法



(12) 災害発生初期の組織体制や役割分担

本市内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合、災害対策基本法や地域防災計画に基づき、災害応急対策を行うための災害対策本部を設置します。